

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの事業者選定について

### 1. サービスの概要について

#### <サービス概要>

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、24 時間 365 日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供するサービスである。

このサービスには、1 つの事業所が訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する（一体型）か、あるいは訪問看護事業所と密接な連携を図って実施する（連携型）、二通りの運営形態がある。この一体型、連携型のいずれの事業形態でも、看護サービスを必要としない利用者も利用できる。

#### <受けられるサービス>

- ・ 1 日複数回の定期訪問による訪問介護（生活援助・身体介護）
- ・ 定期訪問による訪問看護
- ・ 緊急時などの訪問介護、訪問看護
- ・ 24 時間 365 日対応可能な連絡窓口

#### <対象者>

- ・ 要介護 1 以上

#### <人員基準>

オペレーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提供時間帯を通じて 1 名以上。</li> <li>・ 1 名は常勤で、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員の有資格者であること</li> <li>・ その他のオペレーターは利用者の処遇に支障がない場合、3 年以上サービス提供責任者として従事した経験を有する者とすることができる。</li> <li>・ 利用者の処遇に支障がない場合、兼務可能</li> <li>・ オペレーターとして充てる施設・事業所の範囲は、夜間（18:00）から早朝（8:00）までの間、併設施設・事業所に加え「同一敷地内または隣接する施設・事業所」あわせて、複数の事業所の機能を集約し通報を受ける業務形態も可能。</li> </ul>
定期巡回サービス	訪問介護員等 必要数
随時訪問サービス	訪問介護員等 提供時間帯を通じて 1 以上
訪問看護サービス (一体型のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健師・看護師・准看護師…看護職員</li> <li>常勤換算方法で 2.5 以上、提供時間帯を通じ、1 人以上の看護職員との連絡体制を確保していること。</li> </ul>

	・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 …必要数
計画作成責任者	看護師、介護支援専門員等のうち 1 名以上。
管理者	常勤かつ専従であること（管理上支障がない場合は兼務可能）

<設備基準>

通信機器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けられるよう、事業所に備え、必要に応じてオペレーターに携帯させるべきもの。</li> <li>①利用者の心身状況等の情報を蓄積できる機器等</li> <li>②随時適切に利用者から通報を受けることができる通信機器等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対しては、援助を必要とする状態になったときに適切にオペレーターに通報できる端末機器を配布。</li> </ul>
その他	専用の区画、サービスの提供に必要な設備・備品等

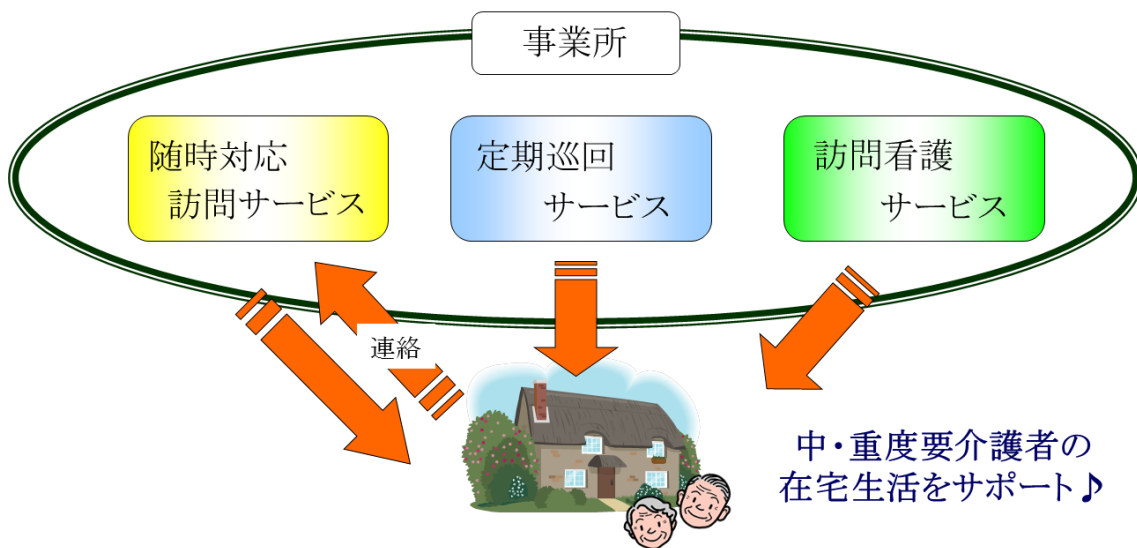
<定期巡回・随時対応型訪問介護看護のメリット>

1 日に数回の定期的な訪問介護や、夜間・緊急時の訪問介護、訪問看護を積極的に利用したい人に向いている。

- ・夜間に 10 分の見守りなど、要介護者に合わせた細かな介護が可能。
- ・24 時間 365 日、緊急時に連絡できる窓口があり、サービス提供が可能。
- ・1 ヶ月あたりの利用料が定額なので安心

<定期巡回・随時対応型訪問介護看護のデメリット>

- ・1 ヶ月あたりの利用料が定額（包括報酬）なので、サービス利用が少ない場合は割高感がある。



## 2. サービス利用の現状

### <第 5 期介護保険事業計画期間中（平成 24～26 年度）の利用見込みと実績>

	24 年度	25 年度	26 年度
第 5 期計画利用見込み（月平均）	8 人	15 人	20 人
利用実績（月平均）	7.8 人	14.4 人	11.7 人

#### <平成 27 年 9 月利用実績>

- ・ 12 人（独居 5 人、高齢のみ世帯 3 人、日中独居 1 人、家族同居 3 人）

## 3. 第 6 期介護保険事業計画（平成 27～29 年度）での位置づけ

第 4 章 第 3 節 住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるために

1. ひとり暮らしでも安心して暮らしつづけられる（P. 41）
3. 重度の要介護状態になっても安心して暮らしつづけられる（P. 46）

個別施策	内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の充実（拡充）	・ 要介護者の在宅介護に有益である定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、現在 1 事業者のみによるサービス提供ですが、より多様で質の高いサービスの提供を図るために、新規参入を促し複数事業者によるサービスの充実を検討します。

第 5 章 第 2 節 第 6 期介護保険事業計画期間中の展望

7. 介護保険サービス事業量及び給付費の推計（P. 90）

○ 重度者を始めとした要介護者の生活を支えるため、夜間対応型訪問介護 1 事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 事業所を整備します。

図表 90<サービス基盤整備見込>

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
夜間対応型訪問介護	事業所数	—	1 カ所	—
	（見込み人数）		（102 名）	（116 名）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	—	1 カ所	—
	（見込み人数）		（17 名）	（18 名）

## 4. 事業者公募に際しての夜間対応型訪問介護の取り扱いについて

上記 3 のとおり、第 6 期介護保険事業計画では「夜間対応型訪問介護 1 事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 事業所を整備します」とし、両サービスの同時開設を計画していた。

しかし、平成 27 年度介護報酬改定において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、普及を図るため基準緩和や新規加算が設けられたが、夜間対応型訪問介護については同様の見直しはなく、事業者にとって併設するメリットが乏しい。

また、都内で定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は 72 カ所あるが、そのう

ち夜間対応型訪問介護を併設している事業所は 3 カ所のみ（市内既設事業者を除く）である。そのため夜間対応型訪問介護の同時開設を必須とすると、応募事業者がないことが懸念された。

さらに、実際の夜間対応型訪問介護の利用状況を見ると、随時対応・訪問の利用は少なく、いわゆる「お守り」としての登録が多い実態がある。夜間の定期利用であれば、一般の訪問介護でも 24 時間対応の事業所もあるため、そこを利用し、随時に該当する部分は、緊急時対応加算での対応も可能と思われる。

そこで、今回の事業者公募の要件としては、両サービスの「同時開設を必須」とせず、「同時開設も可」とした。

## 5. 今後のスケジュール

- ・平成 27 年度第 2 回 武蔵野市地域包括支援センター運営協議会（本日）  
事業者選定に関する運営協議会の意見を聴取  
↓
- ・武蔵野市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会（健康福祉部長以下 7 名）で選定  
↓
- ・平成 27 年度第 3 回 地域包括支援センター運営協議会（平成 28 年 2 月頃を予定）  
事業者指定に関する運営協議会の意見を聴取  
↓
- ・市長が事業者を指定  
↓
- ・サービス提供開始（平成 28 年 4 月～を予定）